

しんぷう 神風だより

第4号 令和5年1月(不定期発行)

発行：白戸社会保険労務士事務所
〒270-2214 松戸市松飛台90番地の13
Tel:090-9752-7644 FAX:047-385-6129
https://shirato-sr.com
編集：代表 白戸孝行

～ 混乱期から新たな時代へ ～

皆さま、あけましておめでとうございます。新型コロナに振り回されて久しく、遂に四年目に突入しようとしています。一方では正常化に向けた動き、生活様式の変化も顕著になってきています。テレワーク、オンライン会議、在宅勤務など効率的な働き方やキャッシュレス決済も定着し、市中では無人販売の餃子屋さん、刺身・惣菜等の自販機も目立ちますね。(心中、先進国で最低レベルと言われる労働生産性の向上に期待)

累計感染者数では既に国民の5人に一人が感染したことになり、複数回感染した方もおられます。年齢別感染者数の統計はよく耳にしますが、感染環境別、業種別、生活・行動態様別、年収別、喫煙者率等々、別の視点からも是非見てみたいものです。意外な事実が見つかり、今後の感染対策の資となるかも知れません。

筆者が何を言いたいのか、読者の皆様には既にお分かりのはずです。何事も臭いものに蓋をせず、歴史から学ぶべきですよ。以下、関連法令の改正状況等をリマインドいたします。

新型コロナウイルス感染拡大に関連する特例措置の状況

- ① 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(経過措置～R5・2023年3月31日)
事業主の指示による休業中に賃金を受けられなかった労働者への支援・・・休業前賃金日額の8(6)割
緊急事態措置・まん延防止等重点措置地域特例の終了(～R4・2022年11月30日)
- ② 緊急雇用安定助成金(対象期間～R5・2023年3月31日)
雇用保険の被保険者とならない労働者を対象とした制度
- ③ 雇用調整助成金の特例措置(R4・2022年12月～通常制度へ、経過措置～R5・2023年3月31日)
従業員の休業補償負担に対する事業主への支援
緊急事態措置・まん延防止等重点措置地域特例の終了(～R4・2022年11月30日)
事業活動の縮小を余儀なくされた事業主、生産指標要件の緩和、休業規模要件の緩和等
なお、③については、通常制度移行後も状況及び情勢を踏まえて検討されることとなっています。
来年からは、感染症法上の類型を2類からインフルエンザ並みの5類へ緩和され、医療費等も全額公費負担から段階的に一部自己負担となります。危機管理も政府任せから自己責任へ意識を切り替える時です。

労働関連法令編

- (R5・2023年4月～) 割増賃金率の猶予措置の廃止(月60時間超部分を50%以上)(中小企業)
H30・2018年公布された働き方改革関連法の改正に係る制度改正も、労働時間の上限規制に関する自動車運転・建設業務等一部の業種を対象とした経過措置を除き、ほぼ終了となります。昨今、労務監査等にて様々な事業場を巡ってみて、以下の点に不備が多く見られますので、一部をご紹介します。
- ・ 労働時間の適正な把握:時間外労働時間の不適切計上(15分、30分等单位で端数分は切捨て処理)
自己申告制の不適切運用(労使暗黙の了解にて、就業時間どおりの記録整備)
 - ・ 年次有給休暇:事業主による年5日取得義務の不履行及び就業規則への未記載
短時間労働者への不適切運用(勤務期間の通算、有資格者への比例付与の未実施)

社会保険関連法令編

- (R4・2022年10月～) 出生時育児休業制度(産後パパ育休)の新設、社会保険料免除対象の見直し
昨今、毎年のように改正されてきました育児介護休業制度もここで一段落となりますが、大切なことは、この制度を実効性あるものにするため、労使一体となり取り組むことが必要です。その第一歩は就業規則等の見直しと労働者への周知です。俺(事業主)が規則だ、労働基準法だ!は通用しない時代です。
- (R4・2022年10月～) 短時間労働者への社会保険適用の拡大(従業員101人以上)
従来の常勤者の勤務時間・日数の3/4以上基準に加え、週20時間以上・賃金月額8.8万円以上等の労働者も被保険者となります。また、従業員100人以下の企業でも、労使協定・届出により、任意適用事業所となるのが可能です。(R6・2024年からは従業員51人以上の事業所が対象となる予定)
健保・厚年は、強制加入保険です。一定の適用除外の方を除き、適用事業所に使用される方は条件に合致すれば被保険者となります。事業主や労働者の個人的意向によるものではありませんので、ご注意を!

～ 編集後記 ～

ご一読ありがとうございました。今回は、(一部の方に?) ご好評をいただいております「歴史に学ぶ」は、新型コロナ対応から学ぶこととし、お休みさせていただきます。

ご質問やご相談、今後取り上げてもらいたい話題等がございましたら、引き続きご意見願います。